

令和6年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和6年12月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 53 号 松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 2 議案第 54 号 松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 57 号 松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 4 議案第 61 号 松田町名誉町民の推挙について
- 日程第 5 同意第 7 号 監査委員の選任について
- 日程第 6 同意第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 同意第 9 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 8 同意第 10 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 選挙第 3 号 松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙について
- 日程第 10 選挙第 4 号 南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について
- 日程第 11 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 13 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。松田町議会定例会本会議第3日目です。最終日を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

なお、神静民報社より写真撮影、録音、タブレットの使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類の一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自

治法第113条の既定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (13時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 総務文教常任委員会報告。松田町議会議長 平野由里子殿。

本委員会は、12月5、6両日に、委員6名中6名全員出席のもとに、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和6年第4回議会定例会において付託された議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、参事兼政策推進課長及び担当職員出席のもと、松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について、本則を条ごとに、附則及び別表までの主旨、意味などの説明を受け、現場視察、質疑等を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、地域の活性化、交流人口、関係人口につながる拠点となるものと判断しました。なお、次の事項について強く申入れをします。

- (1) 寄小学校の児童の登下校や校庭使用時も含め、児童の安全を確保されたい。
- (2) 周辺地域の生活環境に十分配慮されたい。
- (3) 地域住民とのコミュニケーションを密にとり、多くの人が活用できる管理・運営を図られたい。

私のほかにも委員がおりますので、発言することをお許しください。

議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
9番 井上 今、委員会報告がなされました。その内容につきましてですね、質疑を行い

たいと思います。

まず、このですね、条例の…条例はですね、今まで普通財産であった旧寄中学校の校舎を行政財産とするという条例だというふうに思います。その中で、委員会でですね、実際に旧寄中学校校舎等をですね、視察にも行かれたというふうにも聞いております。公共用財産というのは、行政財産というふうに区分け、普通財産、行政財産と区分けされますが、その中でもですね、特に一般の人々が直接利用することを目的としたものだというふうに定義をされています。委員会報告の中でもですね、審査の内容の（３）で、地域住民とのコミュニケーションを密にとり、多くの人々が活用できる管理・運営を図られたい。活用できる施設だというふうに判断をされたのかと思いますが、その公共用財産である一般の人々が利用できるというところを、どういった点をもってですね、判断されたのか、どういったことを根拠に公共用財産だと判断をされたのかをお伺いをしたいと思います。

10番 南 雲 　　まず、一般の人々が利用できるということで、指定管理者になった場合でも、町直営でも、一般の町民の方が借りられるような制度になっているということをお勉強させていただきました。

9番 井 上 　　借りられるというのは、実際にですね、今のちょっと答弁、もう一度お願いをしたいんですけども、実際に制度的にどうなのかということよりも、今現在、民間事業者が賃借…賃貸で借りているという内容をもって、それがこの条例が通った後ですね、行政財産として公共用財産として新たに町の指定管理に入るといった内容だというふうに理解していますが、その中で、どういうふうな制度によって一般の人々が利用できるというふうに判断をされたのか。そういった内容が条例の中に含まれているのか。そこを再度お伺いをいたします。

10番 南 雲 　　これは一応、再度この予定には、3月に行政財産としての運用を開始するために条例施行4月1日付でするんですけども、現契約の解除を3月31日付にしまして、指定管理者に移行する場合と…場合は、指定管理者の選定を新たにすることとさせていただきます。それで、指定管理になってもならなくても、町民が指定管理者が全部1棟丸々借りた場合でも、その一部分を貸し出しするこ

ともできるし、また町のほうでもその利用はできるようにするというのを伺っています。

9 番 井 上 指定管理者の制度に4月から移行するという今、説明ですけれども、指定管理者は町からその施設の管理を委託されるのであって、その指定管理者が借りるということではないと思うんですけどもね。ですので、その指定管理者が借りて、それをさらに又貸しにできるという、そういう意味合いでの説明でしょうか。

10番 南 雲 そのとおりでございます。

9 番 井 上 その制度とかはあれなんですけれども、いや、本当にね、公共用財産としての一般の人々が利用できるのかというのが一番最初の質問です。そのところがまだですね、回答がないんですけれども。やはり行政財産、調べますと、道路、学校、図書館、公民館、町営住宅、公園などが公共用財産だというふうに定義されています。そういった一般の人々が直接利用できるという施設であるのかどうかの判断をお伺いをしたいと思います。

10番 南 雲 一般の人々が借りられる財産ということで伺いました。

9 番 井 上 借りるのではなくて、利用をしなければいけないわけですよ。例えば学校とか図書館は、一般の人々は借りてるわけじゃないんですね。公民館とか町営住宅、公園。ですので、借りられるから公共用財産だというふうに判断をしたのであれば、それはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。行政財産の中の公共用財産としての位置づけを、何をですね、聞いたのではなくて、何を委員会として判断をされ、こういう報告書を作られたのか。その判断基準をお聞きします。

10番 南 雲 失礼しました。言い方が悪くて。利用できるということで、例えば指定管理者が1棟丸々借りても、町民の方が1つの部屋を借りて利用…使用料を払って利用できるということで、皆様に開かれた公共…そうですね、一般財産…ごめんなさい。公共施設として広く多くの方が利用できるということを伺いました。

議 長 補足がありますか。回答のほうは。

3 番 吉 田 今の御質問ですと、施設が地域の方々に多く利用できるかどうか、活用できるかどうかというような質問ではなかったかと把握しておりますけれども、中を拝見したところ、まず図書室などもかなり使えるような状態、それと音楽室なども使えるような状態で、こういうものをただいろいろな地域の方々に有効に使っていただくためには、やはりそういう指定管理等をして、そういうところを活用できるようなシステムにするのは有効ではないかというような感想も、委員の中では持ったところでございます。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。この旧寄中学校校舎のですね、利用方法について、今の説明としては分かりますが、今までですね、どのように町のほうがそういった活用をされるのかということでは聞いておりません。今の旧寄中学校校舎の図書館、音楽室をですね、活用すれば、町民の方々が利用できると思いますが、現在の普通財産として貸し付けている相手方は、そういうふうな意向を持った今後の活用を考えていると、そういったことを判断をされたのでしょうか。

10番 南 雲 現在の業者も、藍染めの会とかバンドの練習とかにお貸ししているということ伺っていますので、その辺は現地視察に行って伺っています。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

9 番 井 上 それでは、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論を行いますので、よろしく願いをいたします。

この条例は、旧寄中学校校舎の利活用を推進するために、普通財産であった旧寄中学校校舎を行政財産として民間事業者に対し活用してもらうために、公共用財産に変更する条例だというふうに理解をしております。行政財産とは普通地方公共団体において公用または公共用に供する財産であり、普通財産とは行政財産以外の公有財産です。今まで民間事業者に普通財産として貸し付けて

いた旧寄中学校校舎を国のデジタル田園都市国家構想交付金による助成を受け、大改修工事を行おうとしています。国の助成金を受けて行う建物は、行政財産、公共用財産であることが必要です。また、12月補正で計上された3,800万円の地方債を借りる場合でも、公共用財産でなくてはならないということでありま

す。

寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例により、旧寄中学校校舎を普通財産から公共用財産に変更する条例を設置しないと、地方債も借りられません。公共用財産とは、行政財産の中でも特に一般の人々が直接利用することを目的としたものです。道路、学校、図書館、公民館、町営住宅、公園などです。民間事業者が旧寄中学校校舎を利用して、農業アカデミー等を行っている施設、この条例が通ったとしても、民間事業者の営利事業内容は変わらない。民間事業者が施設で事業を行っている場合に、多くの一般の人々が通常利用できるとは考えられません。

また、旧寄中学校大規模改修工事の事業費の財源は、国のデジタル田園都市構想交付金以外の町が負担する一般財源については、町の説明によりますと、現在の利活用事業者が来年度から負担するとしています。町が補正予算で、12月補正予算で計上している地方債の元利償還金の返済も、事業者が負担すると説明をされています。

このように、地方自治を、また地方財政の観点をしっかりと議会は判断をしなければなりません。県の担当者に聞いた際、議会がこの施設を条例で普通財産から公共用財産へと変更する設置条例を議決し、施設を公共用財産とするということを判断したのであれば、地方債を発行は可能であると言っております。本当に現状の旧寄中学校校舎を公共用財産にすると判断できるのでしょうか。この判断は、この条例を議決した議会にも責任が生じてきます。

以上から、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例に強く反対をします。皆様の御賛同をお願いいたします。以上で本議案に対する反対討論とさせていただきます。

議 長 賛成の討論はございますか。

1 番 北 村 議長の許可を頂きましたので、議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例について、賛成の立場から討論を行います。1 番 北村和士。

寄地域は、その名のとおり人々が集い、支え合いながら発展してきた地域です。この地域は、松田町にとって欠かせない場所であり、自然や文化、住民の温かさなど、まだまだ多くの可能性を秘めています。しかし現在、少子高齢化や人口減少により、地域の活力が損なわれつつあります。こうした現状を前に、私たちは立ち止まることなく、この地域の未来を切り開くために行動しなければなりません。

本条例案は、旧寄中学校という地域の象徴的な施設を活用し、地域活性化の拠点として生まれ変わらせるものです。もちろん、この条例案に完璧を求めれば、改善すべき点があるのやもしれません。しかし、今ここで議論すべきは、この施設が寄地域の未来のための一助となり得るかどうかです。そして、私たち全員がこの条例案に込められた可能性と期待をどう支え、具体的な成果に結びつけていくかということだと考えられます。

旧寄中学校を普通財産から行政財産に変更することで、この施設はこういうふうに見えるんだと、使用目的が明確化され、より町民が利用しやすくなります。また、起債が可能になることで、その一部が交付税にて町に戻り、町負担も減少します。その分、現金が残れば、次のステップに活用することができるなどの財政上の利点も図られております。また、指定管理者制度を利用できることになることから、民間の知見を活用した柔軟かつ効率的な運営が実現し、地域外からも人々を呼び込むことも可能です。この施設が設置されることで、寄地域には新たな交流や活動の場が生まれ、住民が地域にさらに誇りを持てる環境が整備されるでしょう。施設を利用する人々が増えれば、地域経済の活性化にもつながります。そして何より、住民が私たちの地域には未来があると、胸を張って言えるような成果が期待されます。

寄地域は松田町の未来を支える重要な地域です。寄が元気になれば、松田町全体が活力を取り戻します。その第一歩として、この条例案は非常に重要な意

味を持っています。ここからが正念場です。これからの課題や改善点は、住民や関係者全員で知恵を出し合いながら進めていけばよいのです。寄地域の未来を見据え、この施設が地域の再生と発展に寄与する可能性を信じ、本条例案への賛同をお願い申し上げます。この挑戦をなし遂げ、寄地域が次の世代へ誇れる地域として残していきましょう。以上です。

議 長 反対の立場の討論はございますか。
賛成の立場の討論はございますか。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第53号松田町寄地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。令和6年12月5日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和6年12月5日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和6年第4回議会定例会において付託された議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。まちづくり課長及び担当職員出席のもと、議案第54号松田町地区整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例について、詳細な説明を受けました。同条例には、宮下、下原地区に係る既定条例の制限が網羅されていることの確認、神山地区において新たに制限される事項、地域や事業者への説明状況及び都市計画の手続に関する事項等について審査しました。

審査の結果、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために必要な条例であると判断しました。

なお、地域振興と良好な住環境の保全を目指し、地域住民と事業者が共存共栄できるよう努められたい。以上です。

- 議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
- 1 番 北 村 新規条例のほうで、神山地区が新たに制限されるというようなことで審議されて、結果としてですね、地域振興と良好な住環境の保全を目指し、地域住民と事業者が共存共栄できるよう努められたいというふうなところですね、提案を確認いたしましたけれども、新たに制限を加えられる神山地域だと思うんですが、そのところですね、住民の住環境が変化するとは思いますが、その変化する住環境のですね、フォローというか、そういったところはどのように審議されたのでしょうか。よろしくをお願いします。
- 6 番 古 谷 今の質問ですけれども、共存共栄を目指しということで、地域説明会ですね、地元説明会、また事業者等をですね、呼んでいただき、詳細に進めて、検討会をしたということを伺っております。
- 1 番 北 村 ありがとうございます。多分それは変更する前の説明会の話だと思うんですけど、変更した後、住環境が変わることが考えられると思うんですけれども、その変化した後のフォローとかには、特に審議されませんでしたでしょうか。お願いします。
- 8 番 田 代 まず1点が、騒音、臭い、そういったものに関しては、上位に神奈川県のが害防止条例、公害汚濁防止法とか、様々な条例規制があります。それに基づいて、それ以内でしっかり工場は操業すると、そのような回答を頂いております。以上です。

1 番 北 村 特に神山地域、新たに加わるんですけれども、結構あの前の道がすごい狭い
んですよね。そういったところで、準工業というようなところで、車の出入り
が多くなる可能性もあると思うんですけれども、そういったところの審議はさ
れませんでしたでしょうか。よろしくをお願いします。

8 番 田 代 その件に関しましては、2回住民説明会を行っております。住民の方からも、
準工になった場合は県道が狭いのではないかと。一方で、今ある既存工場です
ね、それについても担当課からお伺いしました。半分ぐらいは、どちらかとい
うと厳しい状況にあると。今それを整備していくことは厳しいという消極的な
考え。あと半数の方は、準工にさせていただいてありがたいと。今、新しい時代
になって、いろんな危惧が示唆されています。そういったものの中で、そうい
った工場の改築ができるからありがたいという意見でした。そのときに、道路
の関係、これについては今すぐ工場が建て替わって、たくさんの車が来るとい
う状況は非常に低いと。住民の方からもそういった声が出てますので、そうい
った工場の進出に合わせて、将来的に検討していきたいと、そのように担当課
からは伺っております。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。ほかには質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、討論を省略し、採決を行います。議案第54号松田町地区整備計画
の区域内おける建築物の制限に関する条例に対する委員長の報告は可決です。
議案第54号松田町地区整備計画の区域内おける建築物の制限に関する条例は、
委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第57号松田町寄りやま運動広場の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。令和6年12月6日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、令和6年12月5日、6日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和6年第4回議会定例会において付託された議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、施設名変更の理由、今後の利用見込みや県内市町の利用料金の比較等、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、持続的な施設運営を図るために、適正な利用料金を維持できるように、必要に応じて確認、検討されたい。以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

11番 飯田 このですね、議案第57号のですね、使用料金についてちょっとお伺いしたいと思います。町内にはですね、いろんなスポーツ団体がありまして、その中でもこのグラウンドを利用するですね、と思われる団体、クラブがですね、松田イレブンとか、あるいはその上の、もう少し年齢が高い人たちが行っているサッカー団体もあるみたいですよ。それとですね、あと、学校なんかでも小学生、中学生、学校で例えばそうなるか分からないんですけど、授業の、体育の授業であそこを使いたいというふうなね、ケースが生まれた場合にですね、スポーツを通して青少年の健全育成を図るためにもですね、この使用料金、見てみま

すと1時間平日で1,500円ですよね。それで、土・日・祝日は1時間2,000円という、この料金はですね、非常に負担が重いんじゃないかと思うんですね。そういう方たちにとって。その辺の料金体系というんですかね、そういう人たちの料金について、委員会の中で検討されたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

6 番 古 谷 今の件ですけれども、ほとんど自己使用になっちゃうということで、1時間当たり、町内の方、あと宿泊された方については2,000円ということです。一般の方については、町外の方については4,000円ということになっております。町内の方については、こういう減免というか、半額の金額になっておりますし、あと登録団体、町の登録団体になっている方も、こういう2,000円の料金で使えるということになっております。以上です。

1 1 番 飯 田 私が質問したのはですね、その青少年とかそういう学校関係者が使うということで、もう少し値段を下げられないかというふうなことで、委員会の中で検討が行われたかどうかを確認しているのがあって、この説明じゃないんですよ。その辺はいかがですか。検討したのかしないのか。

8 番 田 代 小・中学生、プロ団体については、当然義務教育施設である小学校、中学校で、ある程度の利用はされております。今回は別にここの人工芝のグラウンドを使うということで、半額減免という解釈で、そういった検討をさせていただきました。基本的には小学校の授業、中学校の授業は学校施設で、ここの芝生を使うことについては、登録団体並びに小・中学生でも受益者負担。そのかわり減免というふうな検討をさせていただきました。

1 1 番 飯 田 そうしますと、町内のそういうふうな団体で、登録団体であっても特にそれだからといって割引はないというふうなことでよろしいでしょうか。

8 番 田 代 一般では4,000円です。それに対してここの…ごめんなさい、町内居住者、宿泊者、それとスポーツ登録団体、10人の組織であれば、その半分以上が町内の方であれば利用できるということで、減免措置50%ということで審議いたしました。以上です。

1 1 番 飯 田 ちょっとそういう町内のそういうスポーツ団体、それに対してはちょっとこ

の金額では高いと思うんですが、まあそういうことであるならば了解します。
以上です。

8 番 田 代 例えば町内のサッカー団体、河川敷の酒匂川親水広場でメインで行っております。それについては、当然無料ということで行っています。ここについては、それなりの1億2,000万をかけた施設です。それについて、今度は15年後ぐらいには5,000万円ほどの芝生の張り替えも出ます。そういったことも考慮して、やはり受益者負担が必要だと。それを均等ではなくて、半額減免の50%と、このように解釈して私ども産業厚生委員会は賛成をいたしました。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかには質疑ございますか。

10番 南 雲 ナイター設備の従前からなんですけど、6,000円で町内の方が4,000円ということで、これは半額になっていないということなんですけれども、1時間当たりのナイターを使った場合の電気料の積算をされたかどうかを伺います。

6 番 古 谷 それについて、積算というよりも、今、水銀灯を使っているということで、非常に料金かかるということの中で、従前どおりの4,000円ということになっております。あと、この後ですね、LED等になればですね、また料金は設定が変わってくると思います。そのような関係です。

議 長 よろしいですか。ほかには何か質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第57号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長ほか補助説明者は1時55分までに大会議室にお集まりください。

(13時41分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時40分)

すみません、私は身内のことですので、席を外させていただきますので、副議長、よろしく願いいたします。

副 議 長 平野議長が退席しておりますので、副議長が職を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

副 議 長 日程第4「議案第61号松田町名誉町民の推挙について」を議題といたします。町長の提案者の説明を求めます。

町 長 議案第61号松田町名誉町民の推挙について。

次の者を松田町名誉町民に推挙し、松田町名誉町民条例第2条の規定による名誉町民の称号を贈る。

記、住所、松田町松田惣領1249番地。

氏名、平野興二。

生年月日、昭和14年1月12日。

令和6年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町は、平野興二氏が町政の発展に顕著な貢献をされた功績と栄誉をたたえ、松田町名誉町民条例第2条に規定された名誉町民の称号を贈るため、同条例第3条により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第61号松田町名誉町民の推挙について御説明させていただきます。参考資料のほうを御覧ください。

平野興二氏の功績。略歴は、昭和26年、松田小学校を卒業しております。昭和29年に松田中学校を卒業しております。以下、略歴は記載のとおりでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。松田町長となられてからは、産業振興、観光振興や教育行政、福祉、保健、医療など様々な功績を残されました。産業振興、観光振興では、松田山全山公園化構想の実現に向け、平成5年に子どもの館、平成6年に自然館、平成7年にミニ山岳鉄道、平成9年に松田山ハーブ館等の施設整備を進め、同年9月に地域住民の憩いの場、文化向上の場として西平畑公園をオープンしました。後に松田町の一大イベントとなるまつだ桜まつりの礎として、現在における町の観光振興につながっています。松田山南面のミカンの観光農園化構想も推進し、みかんオーナー制の導入、農道整備などにその力を遺憾なく発揮し、都市近郊農業の発展に貢献しました。また、寄地区においては、昭和61年にみやま運動広場、平成3年にふれあい農林体験施設、平成4年にふれあい農園等の施設を整備し、都市と共存する交流型農業の礎を築きました。

都市行政においては、老朽化が著しい寄中学校を昭和61年に、松田中学校技術棟を昭和63年に、第一幼稚園を平成元年に改築し、パソコンを導入するなど教育内容の充実を図りました。さらに、地域住民の文化向上やコミュニティーづくりの場として、各層の人々が気軽に利用できるよう、各自治会に個人負担のない集会施設の整備を目標に、在職中に11の施設を完成させ、地域住民の生涯学習体制の基盤をつくりました。

福祉、保健、医療については、高齢化社会の到来により住民福祉の向上、健康の増進が急務であると考え、平成9年に松田町健康福祉センターを建設し、現在においても住民の健康維持に寄与しています。この施設は、本町が昭和58年8月に地震防災対策強化地域に指定されたことから、地震災害に強い免震構造により建設され、住民の防災拠点としても機能しています。また、寄地域においては、診療所と支所の機能を併せ持った寄総合センターを平成元年に完成させ、地域医療の充実と住民サービスの向上を図りました。

このように、平野興二氏は松田町助役を経て昭和60年9月から平成9年9月までの3期12年間の長きにわたって町長として民主的な開かれた町政、対話のある町政を基本姿勢とし、町の活性化と清流と文化のまちづくりをスローガン

にまちづくりを進め、すぐれた洞察力と高邁な施政信念を持って、松田町の発展のために活躍されました。その功績は誠に多大なものでございます。平野興二氏を名誉町民として推挙いたしたいと存じます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第61号松田町名誉町民の推挙について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。 (14時47分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時48分)

日程第5「同意第7号」から日程第8「同意第10号」までは人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら質疑・討論を省略して採決させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

それでは、同意7号から同意10号までは質疑・討論を省略し、採決させていただきます。

議 長 日程第5「同意第7号監査委員の選任について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第7号監査委員の選任について。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によ

り議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領1529番地。

氏名、吉田利光。

生年月日、昭和32年5月31日。

令和6年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。監査委員が令和6年12月31日付で退任することに伴い、後任の監査委員を選出するため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意7号監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第6「同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田庶子613番地6。

氏名、吉田宏武。

生年月日、昭和33年12月28日。

令和6年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年12月14日をもって委員の任期が満了するため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いた

しました。

議 長 日程第7「同意第9号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第9号人権擁護委員の推薦について。
次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町神山218番地8。

氏名、内田晴康。

生年月日、昭和33年1月25日。

令和6年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和7年3月31日をもって委員の任期が満了するため提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意9号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

議 長 日程第8「同意第10号教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第10号教育委員会委員の任命について。
次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領197番地3。

氏名、橋本整和。

生年月日、昭和29年12月16日。

令和6年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年12月17日をもって教育委員会委員の任期が満了するため提案するものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第10号教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 日程第9「選挙第3号松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長より指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

それでは、松田町外二ヶ町組合議会議員の氏名、生年月日、住所の順で発表いたします。田代実君、昭和30年8月15日、松田町松田惣領3222番地。井上栄一君、昭和29年8月25日、松田町松田惣領738番地。寺嶋正君、昭和28年6月2日、松田町松田惣領2030番地の1。吉田功君、昭和35年6月7日、松田町松田庶子567番地。武尾哲治君、昭和37年3月13日、松田町松田惣領1854番地。大館秀孝君、昭和16年3月6日、松田町寄3392番地。以上です。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました6名の方を松田町外二ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました田代実君、井上栄一君、寺嶋正君、吉田功君、武尾哲治君、大館秀孝君は、松田町外二ヶ町組合議会議員に当選をされました。当選されました田代実君、井上栄一君、寺嶋正君、吉田功君、武尾哲治君の5名は議場におりますので、会議規則第32条第

2項の規定により告知をいたします。

田代実君、お受けいただけますか。

8 番 田 代 はい。

議 長 井上栄一君、お受けいただけますか。

9 番 井 上 はい。

議 長 寺嶋正君、お受けいただけますか。

1 2 番 井 上 はい。

議 長 吉田功君、お受けいただけますか。

3 番 吉 田 はい。

議 長 武尾哲治君、お受けいただけますか。

2 番 武 尾 はい。

議 長 当選されました大館秀孝君には別途文書で告知いたします。

以上で松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙は終わります。

議 長 日程第10「選挙第4号南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議長より指名をすることに決定いたしました。

それでは、南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について、氏名、生年月日、住所の順で発表をいたします。北村和士君、昭和54年5月14日、松田町神山706番地です。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました1名の方を南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙についての当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北村和士君には南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙に当選をされました。

当選されました北村和士君は議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

北村和士君、お受けいただけますか。

1 番 北 村

はい。

議

長

以上で南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙を終わります。

議

長

日程第11「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、令和6年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を選出議員の寺嶋正君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で令和6年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、令和6年度神奈川県西部広域消防運営協議会第2回報告を選出議員の平野由里子より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で令和6年度神奈川県西部広域消防運営協議会第2回報告を終わります。

次に、令和6年度町村議会広報研修会報告を出席議員の北村和士君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付をしておりますが、その報告書をもって報告とさせていただくことに、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切ります。

以上で令和6年度町村議会広報研修会報告を終わります。

次に、南足柄市議会・足柄上郡町村議会議員合同議員研修会報告を出席議員の南雲まさ子君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。

以上で南足柄市議会・足柄上郡町村議会議員合同議員研修会報告を終わります。

次に、令和6年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を出席議員の武尾哲治君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で令和6年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を終わります。

議 長 日程第12「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されております。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議 長 日程第13「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程・派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いします。

議 長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了いたしました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議、ありがとうございます。4日間にわたり、御苦労さまでした。(15時06分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 7年 2月 14日

松田町議会議長 平野 由里子

松田町議会副議長 南雲 まさ子

署名議員 8 番 田代 実

署名議員 9 番 井上 栄一